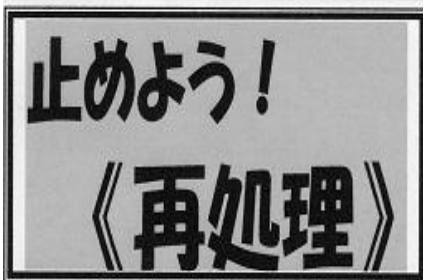


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理/岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2015(平成27)年
 7月15日
 第156号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636



川田龍平参議院議員提出の再質問主意書への政府答弁書から「環境基準不要」、拡散シミュレーション答えず

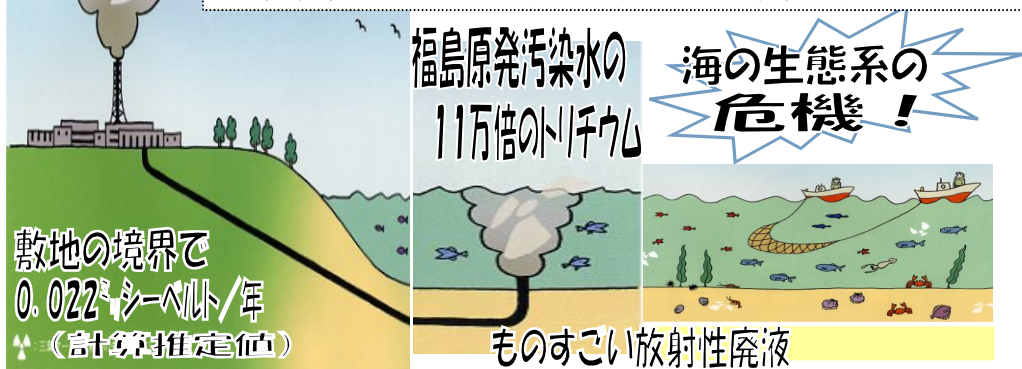
再処理工場で絶対に重大事故を起こすな

本年一月三〇日、参議院議員会館において「再処理工場の安全」について、政府側担当者一四人と市民団体との意見交換会があり、その結果を受けて川田龍平参議院議員に三件の質問主意書を提出して戴きました。政府答弁書は受領しましたが疑問点や回答漏れがあり、四月末に再質問書を提出、政府答弁書を五月一二日に受領しました。この間の経緯は本紙第一五一号以降で報告しています。

しかし、未だ疑問点が解決せず、また相変わらずの答弁漏れ箇所が見られました。そこで六月一五日に川田議員に、「再々質問主意書」を提出して戴きました。

これまで明らかになってきた政府答弁書の疑問点、回答を避けている点を報告します。(まとめ・永田&尚)

六ヶ所再処理工場の放射能環境放出の図



三件の質問主意書の第一は、六ヶ所再処理工場が福島原発事故汚染

環境基本法による放射性物質の環境基準は「改めて設定の必要ない」
政府答弁書

水のトリチウムの海洋放出目標値に比較して約十一万倍もの濃い放射能廃液を放出することについてです。これに対する政府答弁書は、「福島の場合と六ヶ所工場の場合とは簡単に比較出来ない」、「六ヶ所再処理工場では海に濃い放射能液を流しても陸上の再処理施設の周辺では「〇・〇二二ミリシーベルト/年」以下で安全だという相変わらずの回答でした。

「発生源で管理すれば環境は守れる」はず? 環境は守れるはず?

重大なのは、二〇一二年国会で議決した環境基本法改正を無視していることです。

改正事項は「第一三条(放射性物質については除く)を削除した。これを受けて、第一六条は必然的に「放射性物質の環境基準も定める」となります。しかし、これを無視する見解を

答弁書は示したのです。「答弁三の3」について抜き書きすると以下の通りです。

「環境基本法改正によって、放射性物質に係わる適用除外規定が削除されたが、国際的にはICRP勧告の考え方に則って(放射性廃棄物)発生源を管理する手法によって放射線防護が行われており、我が国においては原子炉等規制法により発生源管理が行われており、平常時の放射性物質に係わる環境基準を改めて設定する必要はないと考える。」

環境基本法を骨抜きにするもの

あれだけの重大な原発事故を起こした我が国の放射性物質の規制について、環境基本法に一元化することは当然です。それなのに、人と環境を守る「環境基本法の措置」の要である放射性物質の「環境基準」を定められないことは国会軽視であり、徹しく追及されるべきものです。

第一に、我が国の環境基本法の原則を、原子力推進の立場に立つICRP(国際放射線防護委員会)の政策で歪曲してはなりません。ましてIC

RPの方針が我が国の環境基本法より上位に立つことはあり得ないことです。

第二には、そもそも、六ヶ所再処理工場は「発生源管理」さえも行われていません。冒頭の「六ヶ所再処理工場放射能環境放出の図」にみるように原子炉規制法による規制値「原発放出液は六万ベクレル/リットル以下」の約二七〇〇倍ものトリチウムを放出しても許されているのです。

海の汚染 生態系が危険

問題は再処理工場からの放出廃液によって海の生態系が壊されて行く事です。「放射性物質環境基準」の早急な制定は環境省外局に位置づけられた原子力規制委員会がまずやらねばならないことです。

さらに、この答弁書には「環境影響評価法」は再処理工場が着工したあとに制定されたので、六ヶ所工場は対象外であるとも書かれていました。「バックチェック」をも否定する理屈です。

何故重大事故時の放射能拡散シミュレーションしないのか？

質問主意書の第二は、「再処理工場で事故が起これば巨大事故に発展する」、「新規制基準ではどのような対策が練られているのか？」というものでした。

政府答弁書は、「再処理工場事故は最悪の場合どのような様相を帯びるものなのか」という私達の問いに、回答を出さないのです。

高レベル放射性廃液が冷却を失うとき

六ヶ所再処理工場にはガラス固化も出来ずに液体状の高レベル放射性廃液が学校のプー

漏れたらどうなる？ 高木仁三郎氏予測



ル一杯分も溜まっています。この廃液が冷却機能を失うと沸騰し、大量の放射能を環境に放出します。この問題について、政府答弁書では、「シミュレーションを「やっていない」とも書かれていないのです。政府がこのシミュレーションをやってみたら、一九七六年西ドイツ政府実施同様「ものすごい被害が全国に及ぶ」という結果を得たため発表出来ないのかも知れません。

* 第三の質問（高レベル放射性廃液の量について）は次号へ

豊かな三陸の海を守る会

10年の軌跡 定期総会・記念講演・交流会



記念講演



総会で挨拶する田村会長

本会と車の両輪として活動してきた豊かな三陸の海を守る会は五月三十一日、宮古ホテル沢田屋において本年度定期総会を開催しました。本年は二〇〇五年に会を結成して以来一〇周年となり、記念講演と交流懇親会が総会の前後に開催されました。記念講演は、核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団事務局長・山田清彦

氏が「六ヶ所核燃再処理工場を取り巻く現状報告」と題し行いました。総会では、田村剛一会長が、「六ヶ所再処理工場のアクティブ試験開始によって放射能が海に流されるということで絶対に阻止し、豊かな三陸の海を守りたい」という願いのもと結成し、一〇年が経ちました。この願いを絶対実現しよう」と挨拶しました。菅野和夫事務局長から創設以来の、水口憲哉氏、広瀬隆氏はじめ連年の講演会や、「小〇の旗」を掲げて三〇〇人を集めた宮古市民集会、県内三二市町村で採択した「放射能海洋放出規制法（仮称）」の法整備請願行動、重茂わかめの放射線定期測定など、活動の報告がありました。

マジッ！！！！ 福島原発の11万倍



六ヶ所再処理工場を動かしたらどうなる？ 稼働阻止！！ 千ラシ作成

技術未熟で稼働出来ない六ヶ所再処理工場。動かせば確実に海が放射能で汚されます。チラシを作りました。配布にご協力下さい。

〔三陸の海を放射能から守る岩手の会〕
〒020-0004
盛岡市山岸 6-36-8
永田文夫方
電話 019-661-1002
E-mail
:hgf01360@nifty.com